

高知県ひとり親家庭医療費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県補助金交付規則(以下「規則」という。)第20条の規定に基づき、市町村が行うひとり親家庭医療費助成事業(母子家庭及び父子家庭等を対象として医療費を助成する事業をいう。以下同じ。)に要する経費について、予算の範囲内において当該市町村に対して補助金を交付することにより、ひとり親家庭の福祉の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

2 配偶者のない女子又は男子とは、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に定める者又は同様の境遇にある男子をいう。

3 児童とは、18才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

4 保険給付とは、次に掲げるものをいう。

医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費及び訪問看護療養費、家族訪問看護療養費

(助成の対象者)

第3条 助成事業の対象者は別表1に定める者とする。

(補助の対象及び補助率)

第4条 この補助金の交付の対象となる額は、別表2の経費のうち、当該年度に市町村が支払った額の2分の1以内とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする市町村は、高知県ひとり親家庭医療費補助金交付申請書(別記第1号様式)を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付決定通知)

第6条 知事は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合はこれを決定し、高知県ひとり親家庭医療費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実施状況報告)

第7条 この補助金の交付決定通知を受けた市町村は、ひとり親家庭医療費助成事業実施状況(別記第3号様式)により実施状況を12月15日までに知事に報告しなければならない。

2 知事は必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず報告を求めることができる。

(変更申請)

第8条 この補助金の交付決定通知を受けた市町村において、第5条の交付申請の内容に変更を生じた場合(ただし、当該年度の3月に生じる高額療養費等の戻入による減額変更を除く。)は、高知県ひとり親家庭医療費補助金変更交付申請書(別記第4号様式)を当該年度の3月20日までに知事に提出しなければならない。

(変更決定通知)

第9条 知事は、前条の規定により変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められた場合はこれを決定し、高知県ひとり親家庭医療費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知する。

(補助の条件)

第10条 この補助金の交付決定を受けた市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 3 補助事業に係る歳入、歳出を明らかにした帳簿及び給付台帳その他証拠書類を整理し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(実績報告)

第11条 この補助金の交付決定通知を受けた市町村は、翌年度の4月15日までに高知県ひとり親家庭医療費補助金実績報告書(別記第5号様式)に歳入歳出決算(見込)書抄本を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、この補助金の交付を受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し又はすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることがある。

- 1 補助金を事業の目的以外に使用したとき。
- 2 事業の実施にあたって、不正な行為があると認められるとき。
- 3 事業の実施について、知事が指示した事項に従わないとき。

(額の確定及び通知)

第13条 知事は規則第12条の規定に基づき、補助金の額を確定したときは、高知県ひとり親家庭医療費補助金交付額確定通知書(別記第6号様式)により市町村長に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和51年7月以降の診療分から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、昭和55年4月1日から適用する。
- 2 改正後の要綱第4条の規定にかかわらず、昭和55年度において入院以外の医療費に係る補助金の交付の対象となる額は、改正後の要綱の別表2の経費のうち、昭和55年4月1日から昭和56年2月28日までに市町村が支払った医療費の額の2分の1以内とする。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定中、入院時食事療養費にかかるものについては、同年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第4条の規定にかかわらず、平成11年度において補助金の交付の対象となる額は、別表2の経費のうち、平成11年3月1日から平成12年3月31日までに市町村が支払った額の2分の1以内とする。

附 則

この要綱は、平成14年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前の高知県母子家庭医療費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行

為は、この要綱にそれぞれ相当する規定がある場合は、この要綱によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。